

## 旭川市公立大学法人評価委員会の会議ルール（案）

### 1 会議の公開

- ・会議については、原則公開とする。

### 2 会議開催の事前公表

- ・会議開催前は、「会議開催のお知らせ」について市のホームページに掲載し、あらかじめ公表する。

### 3 会議の傍聴

傍聴者の定員は5名程度とし、会議の都度、会場等を勘案し事務局で定める。

傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定する。

また、傍聴ルールを次のとおりとする。

#### 傍聴ルール

- 1 会議場への入場の際、受付簿にお名前などを記入してください。
- 2 会議は、静かに傍聴してください。
- 3 会議場において発言したり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- 4 ゼッケンやたすきを着用したり、旗やプラカードを掲げるなど、示威的行動はしないでください。
- 5 会議場において、許可なく撮影、録音その他これに類する行為をしないでください。
- 6 このほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないでください。

### 4 傍聴者への会議資料の提供

配付または閲覧の方法により、傍聴者に対し会議資料を提供する。

### 5 会議録の作成及び公表

- ・会議の記録については、発言の要旨を記載した要点記録とする。
- ・会議録の作成のため、会議の音声を録音し会議録作成後はデータを削除する。
- ・会議録については、委員長の確認を経て、市のホームページにより公表する。

### 6 委員名簿

- ・委員名簿については、市のホームページにより公表する。